

日本標準職業分類一般原則（案）

第1項 職業の定義

この職業分類にいう職業とは、個人が行う仕事で、報酬を伴うか又は報酬を目的とするものをいう。

ここで言う仕事とは、一人の人が遂行する「ひとまとまりの任務や作業」をいう。

また、報酬とは、労働への対価をいい、現物（自家生産物を除く）も含み、名目の如何を問わず、賃金・給料・利潤（個人業主）等をいう。

したがって、次のような収入は報酬とはみなさない。

- (1) 利子・株式配当・家賃・間代・小作料・権利金などの財産収入（ただし、アパート経営・貸金などで労働の対価として報酬を得ている場合は、それを職業とみなす。）
- (2) 恩給法・生活保護法・厚生年金法・国民年金法・雇用保険法などの社会保障制度に基づく収入、又はその他の年金収入
- (3) 小遣い・仕送り金などの贈与
- (4) 競馬・競輪・競艇・パチンコなどの配当又は景品
- (5) 預貯金引出、保険金受取、借入、土地などの売却による収入
- (6) 自己所有の株券などの売買差益による収入
- (7) 学生・生徒が受ける奨学金など
- (8) 職業訓練施設において、職業訓練生が受ける訓練手当・褒賞金

なお、自分の属する世帯の家業に従事している家族従業者の仕事は、賃金・給料などの報酬を受けているかどうかは必ずしも明瞭ではないが、一定時間（例えば、一日平均2時間、あるいは通常の就業者の就業時間の3分の1以上など）就業していれば、その仕事を職業とみなす。

仕事をしていても報酬を伴わず、かつ報酬を目的としない場合は、この職業分類では、これを職業としない。すなわち、例えば、

- (1) 自分の属する世帯のための家事・家庭菜園の作業又は小遣い程度の収入を得て、留守番などに従事している場合
 - (2) PTA・子供会の役員、社会福祉活動、ボランティア活動などのように無給の奉仕活動に従事している場合
- などは、職業とはみなさない。

また、窃盗・恐喝・とばく・売春・密輸などの法律違反行為や公序良俗に反する行為、及び受刑者の仕事は、それを職業とはみなさない。

第2項 分類の適用と基準

この職業分類は仕事を分類するが、同時に人に対してその仕事を通じて適用し、職業別の統計を表章するために用いられるものである（注1）。

分類の基準は、仕事の内容の類似性である。類似性の判断に当たっては、以下の点を勘案した。

- (1) 仕事の遂行に必要とされる知識または技能
- (2) 事業所又はその他の組織の中で果たす役割
- (3) 生産される財又は提供されるサービスの種類
- (4) 使用する道具・機械器具・設備の種類
- (5) 仕事に従事する場所及び環境
- (6) 仕事に必要なとされる資格・免許の種類

なお、分類項目の設定に当たっては、その仕事に従事する人数等により個人が行って

いる仕事が社会的にどの程度一つの仕事の種類として確立しているかも考慮した。

また、この職業分類は、事業所の産業分類や、個人の就業形態、仕事の期間や継続性とは独立に設けられる（注2）。したがって、人に対してその仕事を通じて本分類を適用する場合には、統計調査等ごとに仕事の対象期間・時点や継続性を指定した上で、本分類を利用することが必要である。

（注1） このため、分類項目名には、従事者など人を表す表現を用いる。

（注2） 産業と職業の内容が密接であると考えられる農林水産業については、この限りではない。

第3項 分類の構成及び分類符号

1 分類の構成

この職業分類は、大分類、中分類及び小分類からなる3段階分類であり、その構成は、大分類12、中分類74、小分類329となっている。

大分類	中分類	小分類
A 管理的職業従事者	4	10
B 専門的・技術的職業従事者	20	91
C 事務従事者	7	26
D 販売従事者	3	19
E サービス職業従事者	8	32
F 保安職業従事者	3	11
G 農林漁業従事者	3	12
H 生産工程従事者	11	69
I 輸送・機械運転従事者	5	22
J 建設・採掘従事者	5	22
K 運搬・清掃・包装等従事者	4	14
L 分類不能の職業	1	1
(計) 12	74	329

2 分類符号

日本標準職業分類の分類符号の適用は次のとおりである。

- (1) 大分類の符号はアルファベット大文字である。
- (2) 中分類番号は大分類Aから始まる二けた数字の一連の通し番号である。
- (3) 小分類番号には三けたの数字を使用しており、その上位二けたまでは中分類番号を表わしている。
- (4) 小分類番号のうち上から三けた目の9の数字は、その項目が「その他の～」あるいは「他に分類されない～」という雑分類項目であることを示す。
- (5) 小分類項目には十進分類法が適用されている。

第4項 職業の決定方法

1 複数の分類項目に該当する場合

個人が単一の分類項目に該当する仕事に従事している場合は、その仕事により職業を決定するが、複数の分類項目に該当する仕事に従事している個人を、一つの職業分類項目に格付けする場合は、次の原則により行う。

- (1) 二つ以上の勤務先で、異なる分類項目に該当する二つ以上の仕事に従事している場

合

ア. 報酬の最も多い仕事による（注3）。

イ. アにより難しい場合は、就業時間の最も長い仕事による（注3）。

ウ. ア及びイにより難しい場合は、調査時点の直近に従事した仕事による。

(2) 一つの勤務先で二つ以上の分類項目に該当する仕事に従事している場合

ア. 就業時間の最も長い分類項目による（注3）。ただし、大学における研究者、医師、歯科医師に関しては研究、診療等の仕事を行っている場合でも、教育活動を行っている限り、大学教員として位置づける。

イ. アにより難しい場合は以下による。

(ア) 二つ以上の大分類項目にまたがる場合

財・サービスの生産に直接かかわる大分類を優先するという観点から、次にあげる大分類項目の順位による。

E：サービス職業従事者

F：保安職業従事者

G：農林漁業従事者

H：生産工程従事者

J：建設・採掘従事者

K：運搬・清掃・包装等従事者

I：輸送・機械運転従事者

B：専門的・技術的職業従事者

D：販売従事者

A：管理的職業従事者

C：事務従事者

(イ) 1つの大分類内又は中分類内の複数の項目に該当する場合

①該当する複数の項目が、1つの過程における様々な段階である場合、その主要な段階、又は最終の段階に該当する分類項目とする。

②①で判断されない場合には、該当する複数の項目の中で、十分な業務遂行のために必要となる経験年数、研修期間などが最も長くかかる分類項目とする。

(注3) 報酬又は就業時間により一つの分類項目に決定する場合は、報酬又は就業時間を仕事の内容に応じて大分類毎に集計し、まず最多・最長となる大分類を選択する。次に当該大分類の中で同様の基準で中分類、小分類を決定する。

2 資格および見習い等の取り扱い

(1) 公的あるいはそれに準じた資格を要件とする仕事については、原則として、当該資格名をもって分類項目とし有資格者のみを対象とする。こうした仕事に関する無資格の見習い・助手・補助等の仕事は、資格がないことから、本務者と同じ内容の仕事はできず、異なる仕事を行っていると考えられる。したがって、本務者とは別の、仕事の内容に即した箇所に位置づける。

(2) 公的あるいはそれに準じた資格の所持を要件としない仕事については、無資格の見習い・助手・補助の仕事で、その内容が本務者のものと類似している場合には同一の分類項目に位置づける。その内容が本務者のものと異なる場合には、その内容に即した箇所に位置づける。

3 職場のリーダーの扱い

それぞれの職業の従事者と同じ仕事に従事するかたわら管理的な性質の仕事にも従事している職場のリーダー、スーパーバイザー、責任者等の仕事は、一般従事者の仕事に応じて決定する。ただし第4項1(2)の基準に照らしてA管理的職業従事者やB専門的・技術的職業従事者に該当するものはそれぞれAやBに位置づける。

4 保安職業従事者の扱いの特例

自衛官・警察官・海上保安官・消防員として任用されている者は、仕事の内容のいかんにかかわらず、それぞれ自衛官・警察官・海上保安官・消防員を職業とする。

5 管理的職業従事者の扱いの特例

(1) 校長・病院長・診療所長・歯科医院長・歯科診療所長・研究所長・裁判所長・検事総長・検事長・検事正・公正取引委員会審査長・特許庁審判長・海難審判所審判長は大分類〔B 専門的・技術的職業従事者〕に分類される。

(2) 自衛官・警察官・海上保安官・消防員は大分類〔F 保安職業従事者〕に分類される。

(3) これ以外で、経営・管理以外の仕事にも直接従事する事業主・店長・支配人・管理職員は、上記第4項1(2)の基準に基づいて分類される。